別紙１

随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当することの説明
特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。	１　調達する財産や役務等の内容及びその特殊性 （１）委託業務の内容 警察職員宿舎の維持管理業務のうち、次の事項 ・中、小規模の修繕に係る調査、設計積算、発注、完了確認等 ・用途を廃止した警察職員宿舎の解体撤去工事に係る調査、設計積算、発注、工事監理、完了検査等 ・消防用設備の法定点検に係る設計積算、発注、完了確認等 ・空室となった宿舎の保守管理 ・用途廃止後及び解体撤去後の宿舎跡地の維持管理 ・警察職員宿舎の定期点検（法定点検を含む。） （２）特殊性 警察職員宿舎は、建築から相当の年数が経過したものも多く、適時・適切な維持管理を実施するためには、県内全域に点在する宿舎全体の状況を把握して、真に緊急性・事業効果の高い修繕を選別して実施する必要がある。 また、解体撤去工事についても、外壁のはく離等緊急性の高さなどで優先順位を付けながら、予算の残額に応じて効率的に進めるため、県内全域の用途廃止宿舎から臨機応変に実施設計や工事の対象宿舎を選別する必要がある。 そのため、県内全域の宿舎の維持管理業務を同一の事業者に委託して実施させる必要がある。 ２　特定の者以外の者が供給することができないことの説明 （１）全体的に老朽化している警察職員宿舎について、維持管理業務の他、建物の解体撤去工事など多岐にわたる業務を、県内全域を対象として一括で受託できる事業者は、[redacted]以外に存在しない。 （２）[redacted]は、県営住宅のほか岐阜市営住宅、大垣市営住宅の維持管理業務を受託しており、業務時間以外の損傷及び故障等、緊急的修繕対応が可能であるほか、住宅管理に関する技術・知識を有する事業者である。 以上から、本件の委託先は[redacted]以外なく、また、[redacted]は、事業実施に必要な能力を有していることから、[redacted]と随意契約を締結する。